

令和8年6月16日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

指定可燃ごみ袋の一時的な品薄に伴う臨時措置の実施について

豊川市の指定可燃ごみ袋（赤色透明）につきましては、複数の事業者により安定して製造が行われていることを確認しております。しかしながら、昨今の中東情勢緊迫化に伴う先行き不安などから、一時的な買い求めが集中し、需要が急増しています。その結果、市内の取扱店舗において一時的な欠品が生じており、市民の皆様からごみ出しに関する不安やお問い合わせの声が寄せられている状況です。

このため、市民の皆様の不安を早期に解消し、円滑なごみ出しを維持するため、下記の通り指定可燃ごみ袋に関する臨時措置を実施いたします。

記

1 臨時措置の概要

- (1) 対象となるごみ：家庭から排出される「可燃ごみ」
- (2) 実施期間：令和8年6月22日（月）から令和8年7月31日（金）まで
- (3) 措置内容（指定ごみ袋の代わりに使用できる袋）：
 - 使用できる袋
 - ・中身が容易に見える透明または半透明の袋
 - ・大きさが10リットルから45リットルまでの袋
 - ・市指定の不燃ごみ袋（無色透明）
 - 使用できない袋（収集不可）
 - ・中身が見えない袋（黒色など）
 - ・他自治体の指定ごみ袋
 - ・紙袋、段ボール箱



使用できる袋



使用できない袋等



2 市民の皆様へのお願い

- ・ごみ出しにあたっては、原則として、お手元にある指定ごみ袋を優先してご使用いただきますようお願いいたします。
- ・指定ごみ袋の製造・供給は継続して行われております。流通が安定するまで、必要以上の買い求めを控えていただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

3 その他

写真データは、秘書課広報広聴係にございます。

【お問合せ先】

豊川市役所 産業環境部 清掃事業課 辻

TEL:0533-89-2166 Eメール: seiso@city.toyokawa.lg.jp

